

修習給付金（仮称）について

1 制度内容

司法修習生全員に対し、修習給付金（仮称）を支給する制度を導入する。

なお、現行の貸与制については、貸与額等を見直した上で、新設する上記制度と併存させる。

2 導入理由

(1) 司法修習生の修習専念義務を担保するための財政的措置の経緯

戦後、法曹三者を統一的に養成する司法修習制度の創設に伴い、司法修習生に対し国が給与を支給する制度（給費制）が導入された。

その後、司法制度改革の一環として、新たな法曹養成制度の整備に伴い、平成16年、給費制に代えて、国が修習資金を無利息で貸与する制度（貸与制）を導入する裁判所法改正法案が成立した。貸与制は、平成22年議員立法により、その施行が一年延期された後、新65期司法修習生（平成23年11月修習開始）から開始されている。加えて、最高裁判所において、第67期司法修習生（平成25年11月修習開始）から、分野別実務修習開始時における転居費用の支給、集合修習期間中に司法研修所内の寮への入寮を希望する者のうち通所圏内に住所を有しない者への入寮に関する配慮、兼業許可基準に関する運用の緩和の措置が実施されている。

(2) 貸与制導入時からの状況の変化

平成16年裁判所法改正時の貸与制導入時には、その立法理由として、司法制度改革推進計画（平成14年3月19日閣議決定）において、「平成22年ころには司法試験の合格者数を3,000人程度とすることを目指す」とされたことを前提に、①新たな法曹養成制度の整備に当たり、司法修習生の増加に実効的に対応できる制度とする必要があること、②新たな法曹養成制度の整備や日本司法支援センター（法テラス）の創設、裁判員制度の導入等、新たな財政負担を伴う司法制度改革の諸施策を進める上で、限りある財政資金をより効率的に活用し、司法制度全体に関して国民の理解が得られる合理的な国民負担（財政負担）を図る必要があること、③公務員ではなく公務にも従事しない者に国が給与を支給するのは現行法上異例の制度であること等を考慮すれば、給費制の維持について国民の理解を得るのは困難

であることが挙げられていた。

しかしながら、①の点については、司法試験の年間合格者数3,000人目標は現実性を欠くものとして「法曹養成制度改革の推進について」（平成25年7月16日法曹養成制度関係閣僚会議決定）において事実上撤回されており平成27年度の司法修習生数は1,787人と、給費制下の平成22年度（2,124人）よりも少なくなっている（注1）。

また、②の点についても、司法制度改革関連予算については、貸与制創設当初には想定されていなかった上記3,000人目標の撤回や法科大学院の統廃合等（平成17年度のピーク時には74校あったが、平成28年5月現在、32校が学生の募集を停止しており、学生の募集をしているのは42校のみ）を背景に平成22年度（567億円）をピークに減少傾向にあり、平成28年度予算では約450億円程度にまで減少している。

このように、貸与制創設当初は想定されていなかった様々な事情を背景として、現時点では、貸与制導入時から大きな事情の変化が認められる。

なお、③の点についても、導入予定の制度は、貸与制を前提とするものであり、給与を支給する給費制を復活させるものではなく、制度の連続性・整合性は維持されており、必ずしも妥当しない。

3 司法修習生に対する追加的な支援措置の必要性

司法修習生の貸与制の導入を1年延期する平成22年裁判所法改正後、法曹養成フォーラムにおいて法曹の所得調査が実施され、同調査結果等に基づき貸与制を基本とすることが決定された。しかしながら、本年3月、法務省が日弁連・最高裁の協力の下で実施した法曹の所得調査では、弁護士の所得が平成22年の調査時に比べ明らかに減少しており、特に、貸与制導入以降の新65期以降の若手弁護士の所得は、例えば、登録1年の弁護士の所得については58期（平成18年分）では平均値が690万円、中央値が600万円であったのに対し、67期（平成27年分）では平均値が327万円、中央値が317万円となるなど（注2）、所得の低い層が拡大している。このように、貸与制を基本とすることの前提とされた弁護士の経済状況についても大きな変化が認められており、現行のような貸与制をそのまま継続すれば、返済に窮する弁護士も出てくるおそれもあり、その安定的な運用に支障を来すおそれがある。

また、法曹志望者数についても、法科大学院志願者数は平成16年当時は7万2,800人であったのが本年には僅か8,278人に減少し、適性試験の志願者数も平成15年当時は5万9,393人であったのが本年には僅か3,535人に減少するなどしており（注3）、こうした傾向に歯止めをかけ、法曹志望者を確保することが喫緊の課題である。「経済財政運営と改革の基本方針2016」（本年6

月2日閣議決定)や「未来への投資を実現する経済対策」(本年8月2日閣議決定)も、「司法修習生に対する経済的支援を含む法曹人材確保の充実・強化等…を推進する」ことを求めている。

法務省・文科省が共同で本年9月～10月に実施した法学部生に対するアンケートにおいても、「法曹等を志望するに当たって感じている不安や迷いは何ですか」という質問に対し、制度的な要因の中では最も多くの学生が「司法修習の1年間、貸与制の下で給与の支給を受けられない」ことを1位に挙げている(注4)。また、日弁連のアンケートによれば、68期司法修習生の回答者の約65%が司法試験や法曹を目指すに当たり、経済的不安を感じており、進路選択を迷ったと回答しており、進路選択に迷った者のうち約20%が司法修習の辞退を考えたことがあり、うち約71%がその理由として「貸与制に移行したことによる経済的不安」を挙げている。このような法曹志願者数の減少は、法曹の給源である法曹志願者や司法修習生の質の低下を招き、ひいては有為な法曹の減少につながりかねないものであるから、公共的・公益的使命を有する法曹の役割の重要性に鑑み、経済的不安による法曹志望の阻害要因の除去を図るため、司法修習生に対し、修習給付金(仮称)を支給することとし、併せて法曹の資格要件としての司法修習の確実な履践を担保し、その実効性の更なる確保を図るための方策を導入するとともに、司法修習を終えた者の公益性を高めるための措置を設けることとしたい。

(注1) 司法修習生採用者数

採用年度	採用者数	採用者数 (修習期内訳)	修習期	(参考)	司法試験 合格者数	
平成16年度	1188人	1188人	58期			
平成17年度	1499人	1499人	59期	平成16年度	1483人	
平成18年度	2446人	1455人	現行60期	平成17年度	1464人	
		991人	新60期	平成18年度	1009人	
平成19年度	2380人	568人	現行61期	平成18年度	549人	
		1812人	新61期	平成19年度	1851人	
平成20年度	2304人	261人	現行62期	平成19年度	248人	(給費制)
		2043人	新62期	平成20年度	2065人	
平成21年度	2171人	150人	現行63期	平成20年度	144人	
		2021人	新63期	平成21年度	2043人	
平成22年度	2124人	102人	現行64期	平成21年度	92人	
		2022人	新64期	平成22年度	2074人	
平成23年度	2074人	73人	現行65期	平成22年度	59人	
		2001人	新65期	平成23年度	2063人	
平成24年度	2035人	2035人	66期	平成24年度	2102人	
平成25年度	1969人	1969人	67期	平成25年度	2049人	(貸与制)
平成26年度	1761人	1761人	68期	平成26年度	1810人	
平成27年度	1787人	1787人	69期	平成27年度	1850人	
平成28年度				平成28年度	1583人	

(注2) 弁護士収入・所得

別添 1-1, 1-2 のとおり

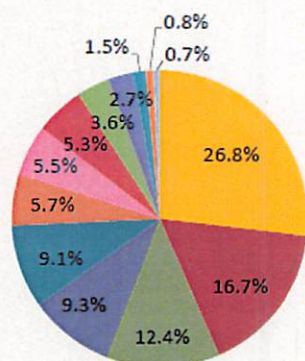
(注3) 法曹志望者数の推移

別添 2 のとおり

(注4) 法学部生に対するアンケート結果

	1 他 の進 路(例 え、 国家 公務 員、 民間 企業 や研 究職 等)に も魅 力を 感じ てい る	2 民間 企業 の就 職状 況が 良い ので、 民間 企業 に就 職せ ずに 法曹 等を 目指 すこ とに 迷い があ る	3 自分 に法 曹等 とし ての 適性 があ るか 分か らな い	4 保護 者等 の周 圍の 者が 法曹 等を 志望 する こと に反 対し てい る	5 司法 試験 に合 格で きる か、 自分 の能 力に 自信 があ りな い	6 司法 試験 の受 験資 格を 得る まで に複 数の 試験 を受 けな けれ ばな らな い、 負担 が大 きい	7 法科 大学 院修 了者 の司 法試 験合 格率 が全 体と して 低く、 法科 大学 院に 進学 して も司 法試 験に 合 格で きる か不 安で ある	8 大学 卒業 後法 科大 学 院修 了ま でに 2～ 3年 の間 を要 し、 時間 的負 担が 大き い	9 大学 卒業 後法 科大 学 院修 了ま での 経 済的 な負 担が 大き い	10 司法 修 習の 1年 間、 貸与 制の 下で 給与 の支 給を 受け られ ない	11 司法 試験 に合 格で きて も、 就職 でき るか 分か らな い	12 司法 試験 に合 格で きて も、 就職 後の 収入 面に 不安 があ る	13 その他
1位の 回答数	303	27	170	12	488	97	103	100	165	225	49	65	15
1位の 割合	16.7%	1.5%	9.3%	0.7%	26.8%	5.3%	5.7%	5.5%	9.1%	12.4%	2.7%	3.6%	0.8%

回答数が多い順



■ 5 司法試験に合格できるか、自分の能力に自信がない

■ 1 他の進路(例えば、国家公務員、民間企業や研究職等)にも魅力を感じている

■ 10 司法修習の1年間、貸与制の下で給与の支給を受けられない

■ 3 自分に法曹等としての適性があるか分からない

■ 9 大学卒業後法科大学院修了までの経済的な負担が大きい

■ 7 法科大学院修了者の司法試験合格率が全体として低く、法科大学院に進学しても司法試験に合格できるか不安である

■ 8 大学卒業後法科大学院修了までに2～3年の期間を要し、時間的負担が大きい

■ 6 司法試験の受験資格を得るまでに複数の試験を受けなければならず、負担が大きい

■ 12 司法試験に合格できても、就職後の収入面に不安がある

■ 11 司法試験に合格できても、就職できるか分からない

■ 2 民間企業の就職状況が良いので、民間企業に就職せずに法曹等を目指すことに迷いがある

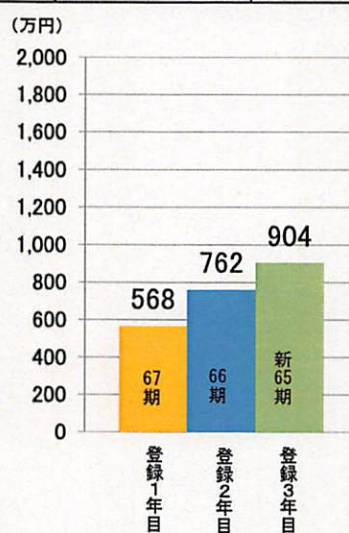
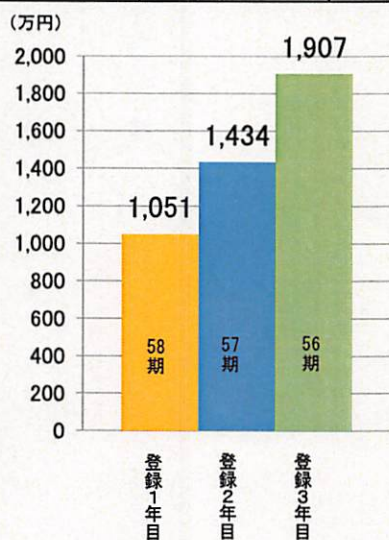
■ 13 その他

■ 4 保護者等の周囲の者が法曹等を志望することに反対している

弁護士の収入

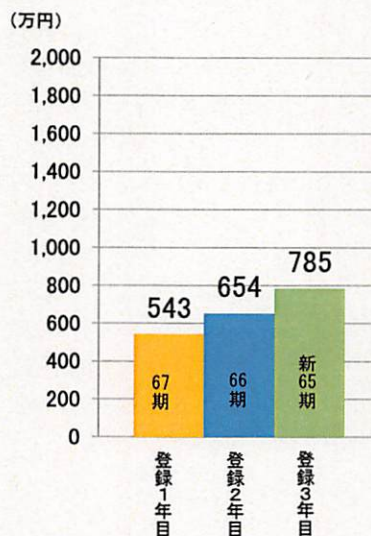
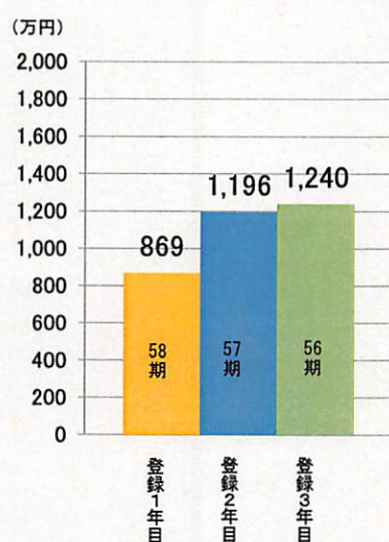
収入(平均値)

	平成18年分の収入・所得 〔法曹養成フォーラム時の調査〕		平成27年分の収入・所得	
登録1年目	58期	1,051 万円	67期	568 万円
登録2年目	57期	1,434 万円	66期	762 万円
登録3年目	56期	1,907 万円	新65期	904 万円



収入(中央値)

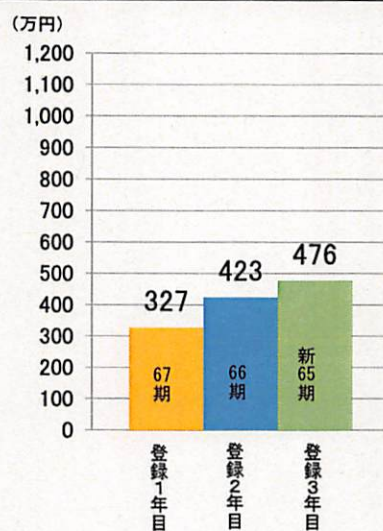
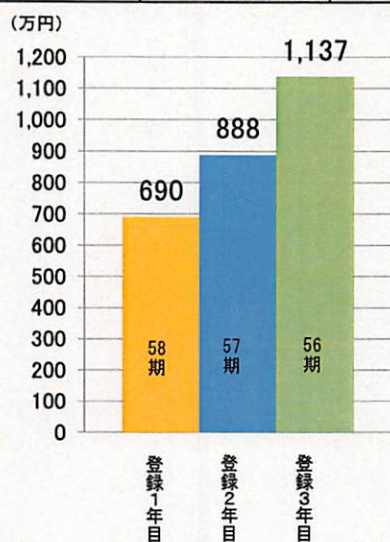
	平成18年分の収入・所得 〔法曹養成フォーラム時の調査〕		平成27年分の収入・所得	
登録1年目	58期	869 万円	67期	543 万円
登録2年目	57期	1,196 万円	66期	654 万円
登録3年目	56期	1,240 万円	新65期	785 万円



弁護士所得

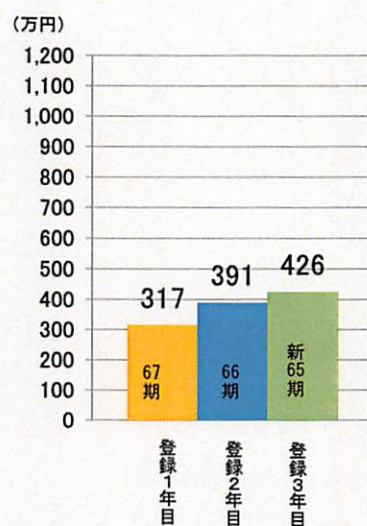
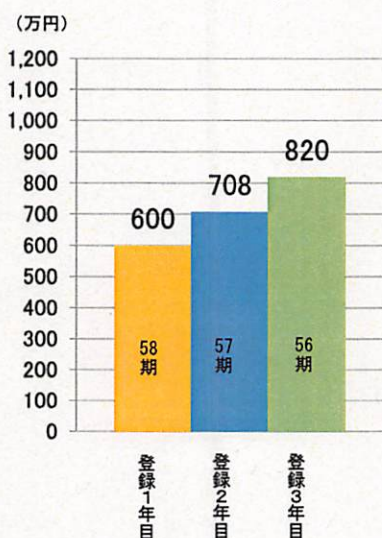
所得(平均値)

	平成18年分の収入・所得 〔法曹養成フォーラム時の調査〕		平成27年分の収入・所得	
登録1年目	58期	690 万円	67期	327 万円
登録2年目	57期	888 万円	66期	423 万円
登録3年目	56期	1,137 万円	新65期	476 万円

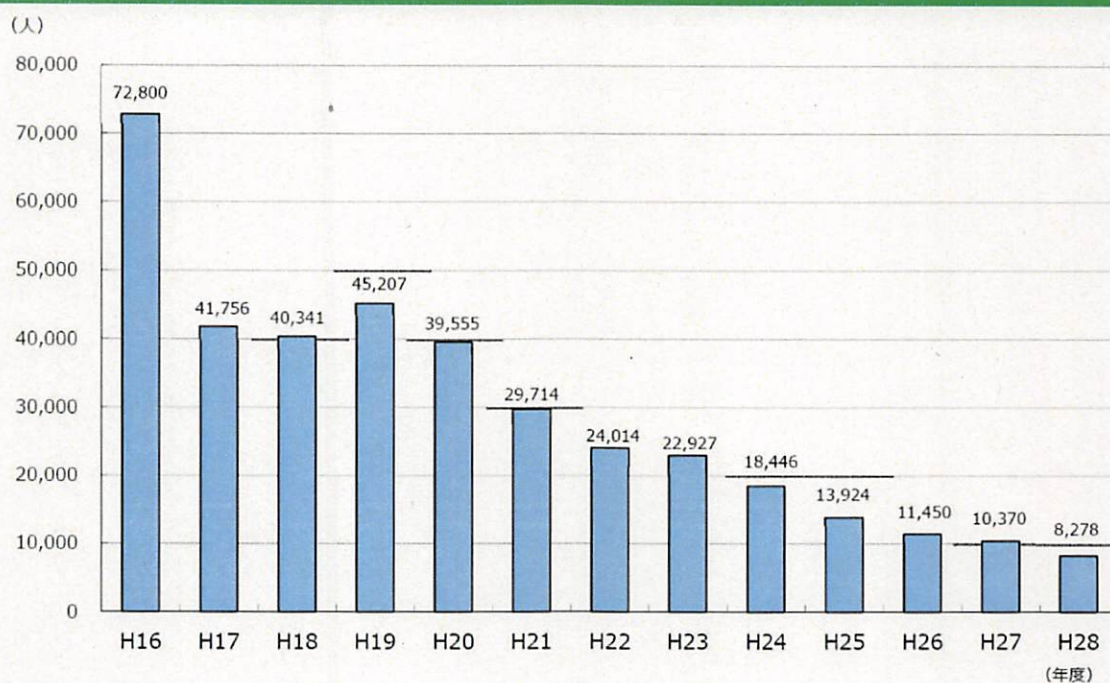


所得(中央値)

	平成18年分の収入・所得 〔法曹養成フォーラム時の調査〕		平成27年分の収入・所得	
登録1年目	58期	600 万円	67期	317 万円
登録2年目	57期	708 万円	66期	391 万円
登録3年目	56期	820 万円	新65期	426 万円



法科大学院志願者数の推移



適性試験志願者数の推移

